

2023年1月4日

お客様各位

ミレ信用組合

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

2012年10月1日から2013年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等を2024年1月4日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、ミレ信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

公告中断についての追加公告

1. 公告中断日時

2023年1月29日午前4時4分から午前4時16分まで

2. 公告中断理由

公告掲載時間においてサーバメンテナンスのため公告を中断しました。